

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	小二田 章
論文題目	宋代における治績と地方統治－地域意識の形成を中心に
審査要旨	
<p>本論文は、中国「近世」とは如何なる特色をもつ時代なのか、という大きな問題意識のもとに、宋代に出現した士大夫階層が王朝政府の官僚と有力な在地指導者という二つの属性をもつことに注目し、それらが交差する「地域」を考察対象として、宋朝の地方統治と地方の「地域意識」形成との関係性を検討する。論者は、そこから生まれ後代の王朝に継承された地方統治システムと「伝統地域秩序」に中国「近世」の特色を見ようとする。</p> <p>本論文は、三部全12章から成る。第一部は研究序説として三章に分け、先行研究の整理と本論文の学界動向のなかでの位置づけ、世界史的視野のもとでの諸地域と「中国地方統治」の比較、湖北鄂州崇陽県知事張詠の「伐茶」記事を治績の記憶表象として解析することを、それぞれの章で行う。この第一部については後述する。</p> <p>第二部は、本論文の二つの視座の一つである、地方官の治績をめぐる諸論考である。1章で残存史料が豊富で地政学上も重要な杭州を考察の対象とする理由を述べた後、四章にわたり事例研究を展開する。まず初めに2章で、著名な学者官僚の戚綸が杭州知事として行った捍海塘築造が防潮堤としての効果を挙げながらも最終的に杭州の人々から批判された経緯を、対立者であった胡則と比較しながら検討した。戚綸の後を継いだ胡則が知杭州として大した功績が記されないにもかかわらず、最終的に記念の祠廟まで建てられた背景には、五代十国呉越の「銭氏旧法」への対応の相違があったことを指摘する。中央から派遣された地方官は地域に融和的な施策が求められ、そのなかで中央と地方の利害調整にあたらねばならなかったことが示される。中央政府の基準で行動した戚綸は結局受け入れられなかったのである。続く3章は、著者が本論文の着想を得た「名地方官としての范仲淹像」の出現を取り扱う。今に至るまで宋を代表する名臣として語られる范仲淹であるが、中央官僚としての名声を背景に、南宋になると知杭州の治績がクローズアップされ、朱熹『五朝名臣言行録』の記載もあり、「名地方官」という概念が南宋を通じて確立していったと論ずる。中央政府での活躍が喧伝される「名臣」像に加え、地方統治の記載が語る「名地方官」像は、当時の士大夫が考える模範的地方統治を示したとする。4章の「孫沔と杭州」は、逆に不法行為を弾劾され罷免された知杭州の孫沔を扱う。孫沔は、その出身地の明州では名士として高く評価され続け、その影響もあって杭州の地方志も記述が複雑になった。しかし元以降、両地域の地方志の孫沔についての記述は不法行為のみに収斂する。この章は、次の第三部での地方志の分析の必要性を示す。5章は、地元出身ではないにもかかわらず杭州を代表する人物として描かれる蘇軾を考察する。今でも中国史上、屈指の人気を集める蘇軾ゆえ、文史哲にわたる膨大な研究蓄積があり、本章は本格的研究というより素描にとどまる。しかし文人蘇軾像の少なからざる部分が若き頃の通判および、余り長くはなかった杭州知事として滞在した時期の活動に関連して形成されていることから、今後、杭州と蘇軾の関係はさらに深く検討されるべき課題といえる。その際、「名地方官」としての知杭州蘇軾は、重要な視点と成り得よう。</p> <p>以上のように、第二部は、杭州の「名地方官」出現の意味を、五代十国期の呉越によるインフラ整備をへて宋代に形成されてゆく杭州の地域性という観点から検討し、「名地方官」は、地域指導層の「地域意識」形成の鏡ともいべき機能をも果たしたと理解する。こうして次に、「名地方官」という記憶表象の伝達を可能にする地方志の官績項目についての考察が求められることになる。</p> <p>「南宋期杭州における地方志制作」と題する第三部は、具体的には『乾道臨安志』、『淳祐臨安志』、『咸淳</p>	

臨安志』の三本を検討し、補論として宋代以降に編纂された杭州地方志を取りあげている。

まず、地域に関する百科全書的な書物である地方志を、中国における「地域」の形成にからめて議論する。現今の研究動向を整理し、第三部の目的は、対象とする地方志の編纂の意図や過程を、主に地方統治と「地域意識」の影響という観点から検討することであると述べる。続けて宋代に編纂され現存する30種の地方志を概観して各論に入る。2章では南宋の前期乾道年間と後期淳祐年間に編纂された両書を比較し、消失の危機にある資料の保存を主目的とした前者と、南宋行在として実質「都」であった臨安を「都城志」として描く目的の后者との差異を指摘する。両者とも完本ではなく残巻であるが、さまざまな要因から両杭州地方志間での変容を読み取っている。『咸淳臨安志』を扱う3章は、第三部の中心的論考であり、『景定建康志』と近似するとの指摘、編纂の背景に編者潜説友と賈似道との関係を見てとること、後世の地方志制作に与えた影響の大きさ、国家と地域(都城志と地方志)の両者の要素を持つモデルとなったことなど重要な論点が多い。最後の補論は、明の『成化』『萬曆』杭州府志、清の『康熙』『乾隆』杭州府志をそれぞれ比較対照し、「官績」項目の扱い方から時代ごとの基準や形式を読み取っている。

地方志の「治績」「官績」の項目が連綿と書きつづられたこと、それも単純な踏襲ではなく、時代の要請に応じて量・質を変化させながらの継承であり、その典型例が第一部の「伐茶」の逸話である。ここから論者の主張する「官績」からみる「統治の系譜」という表現の意味するところが判然とする。本論文が主張する、王朝政府の「地方統治」が「地域意識」「地域秩序」の形成と密接不可分の関係にあるという、その関係は単純な構造ではなく、「事実」と言説、言説と表象の複雑な循環から成り立っているということになる。

以上の内容の本論文について、公開審査会では以下のような指摘があった。第一部の前半は近年の関連論著を博く渉猟しまとめた労作であるが、本論文にとって論述の全てが必要であったのか疑問である。とくに2章の地方統治の比較研究は、歴史条件や体制の相違を超えて比較する意味が曖昧である。また「地域意識」など重要なキーワードについては、著者の論理の展開が十分理解できない箇所があり、さらに詳細な説明が求められるなどである。

しかしながら、近年盛んな中国「近世論」、英語圏の中国史研究で議論される「Late imperial China」論に独自の視座から一石を投ずる試みは評価され、申請者の今後の研究の進展が期待される。それゆえ本論文は博士(文学)の学位授与に相応しいと判断する。

公開審査会開催日	2014年 4月 12日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	博士学位名称	専門分野	氏名
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	博士(文学)早稲田大学	中国宋代史	近藤一成
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授		清朝史	柳澤 明
審査委員	慶応義塾大学文学部・教授	博士(文学)東京大学	中国明清史	山本英史
審査委員				
審査委員				